三四	穀類でんぷん製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(1)(ロ)の値は、三〇とする。
（略）						
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)二五とする。それぞれ四〇、二〇の値は、それぞれ三〇、二〇とする。
（略）						
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(2)(ロ)二〇とする。
（略）						
四二	果実酒製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(2)(ロ)二〇とする。
（略）						
四四	清酒製造業	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(2)(ロ)二〇とする。
（略）						
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)二〇の値は、それぞれ三〇、二〇とする。
六三	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(2)(ロ)二〇とする。
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(2)(ロ)にあっては、第三欄(2)(ロ)二〇とする。
（略）						

三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五
（略）					
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五
（略）					
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇
（略）					
四二	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇
（略）					
四四	清酒製造業	一〇	二〇	一〇	二〇
（略）					
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇	三〇	一〇	二〇
六三	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	三〇	一〇	二〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二〇	三〇	一〇	二〇
（略）					